海外募集型企画旅行　ご旅行条件書

お申込の際には。必ず本旅行条件書をご確認のうえ、お申込ください。
この旅行条件書は、旅行業法等に基づき、お客様に交付する取引条件説明書面および契約書面の一部です。お申込に際してはパンフレットや本旅行条件書を十分にご確認のうえ、本募集型企画旅行の内容につきご理解いただきますようお願いします。

[1]旅行契約の締結および適用範囲

(1)お申込された旅行のコースは、関東ツーサービス株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行にご参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。追加代金を支払って本体のコースに付加する「追加プラン」を組み合わせたものは、本体とは別のコースとみなし本旅行条件書を適用します。
(2)旅行契約の範囲は日本発着のものについては、パンフレット等に記載している出発地の空港での受付が終了してから、当該空港に帰着するまでとなります。また、お客様のご希望により、日本国内の空港から本項(2)の発着空港までの区間を、当社手配として利用する場合は、この部分は上記区間の手配が完了した時点以降、旅行契約の一部として扱います。
(3)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、インターネットホームページ(以下「ホームページ」といいます。)、パンフレット、旅行日程表および当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部、以下「約款」といいます。)によります。
(4)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)を受けられるように、手配し、旅程を管理することを引受けます。

[2]旅行契約のお申込・予約

(1)①当社ご所定の旅行業法で規定された「受託旅行業者の営業所」(受託契約によって定められた旅行業代理業者を含み、以下①②を併せて「当社ら」といいます。)のそれぞれにおいて、ご来店、電話、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてお客様からの旅行契約のお申込みまたは予約を承ります。
(2)当社らは、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めたときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行うことがあります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
(3)ご来店の場合は、所定の申込書(以下「申込書」といいます。)の提出と、申込金のお支払いをもってお申込みいただきます。
(4)当社らは、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を承ります。この場合、予約の時点では第4項でいう旅行契約は成立しておらず、お客様は予約日の翌日から起算して原則として3日以内の当社らが定めた所定の期日(以下「所定日」といいます。)までに申込書の提出と、申込金のお支払いが必要です。
(5)前(4)につき、所定日までに申込金のお支払いがない場合、当社らは、お客様に通知のうえ当該予約はなかったものとして取扱うことがあります。(通信契約【第22項】の場合を除きます。)
(6)取消料対象期間外に申込まれた場合で、当時点において、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結の承諾が直ちにできないときは、当社らはその旨を説明して以下の取扱いをします。
①お客様が旅行契約の締結を強く希望されるときは、前(3)または(4)に従い申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。
②手配の完了等で当社が旅行契約の締結の承諾が可能となる時点(以下「契約締結可能時点」といいます。)が、取消料対象期間内に入ることが予想されるときは、当該期間に入る日よりも前にお客様にその旨を通知します。
③前②の通知時点でお客様が旅行契約の締結を引続き強く希望される場合は、お客様の旅行契約に対する待機可能期限(以下「契約待機可能期限」といいます。)を確認し、お客様をウェイティングのお客様として登録し、手配の完了に向けて努力します。
(7)取消料対象期間内にお申込みされた場合で、当時点において、満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結の承諾が直ちにできないときは、当社らはその旨を説明して以下の取扱いをします。
①お客様が旅行契約の締結を強く希望されるときは、前(3)または(4)に従い、申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。(通信契約【第22項】の場合を除きます。)
②契約待機可能期限を確認した後に、お客様をウェイティングのお客様として登録し、手配の完了に向けて努力をします。
(8)前項①および②の場合で、ウェイティングを登録したコースの契約は、当社らが契約締結の承諾の通知を行った時点で成立するものとします。
(9)ウェイティングの登録は手配の完了を保証するものではありません。
(10)申込金の額は以下としますなお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また第4項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額お戻します。

旅行代金の額	申込金の額(おひとり)
50万円以上	100,000円以上旅行代金まで
30万円以上50万円未満	50,000円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

※上記表内の「旅行代金」とは第6項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。ただし、特定期間および特定コースではこれと異なる場合があり、その際はその旨詳細を別途パンフレットに表示します。
(11)当社らは、申込手続き完了の場合、旅行契約成立前(後)における申込撤回(契約解除)等の連絡に係る当社らの営業日・営業時間・連絡先(電話・ファクシミリ等)および連絡方法を案内します。

[3]お申込条件・参加条件

(1)参加の旅行に対し有効なパスポート・ビザをお持ちの方で渡航先の出入国に問題ないことを条件といたします。詳しくは8条(渡航書類の取得)をご参照ください。
(2)お申込時点で未成年のお客様は、当社が別途定めた一定条件に該当する場合を除き親権者の当社所定の同意書の提出が必要です。
(3)旅行開始時点で15歳未満のお客様は、一部のコースを除き、保護者の同行が必要です。なお、同行する保護者は16歳以上20歳未満の場合は、当該保護者についても法定代理人(親権者など)の同意書が必要です。
(4)特定の目的をもつ旅行については参加者の性別、年齢、資格、技能その他の参加条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
(5)現在健康を損なわれている方、慢性疾患の方、あるいは妊娠中の方、障がいのある方、その他健康上の理由をお持ちの方などで、特別の配慮を必要とする場合や旅行中の歩行に際して配慮を必要とする場合は、その旨を旅行のお申込み時点でお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。
この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。なお、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者または同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、または、ご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
(6)妊娠中のお客様は、お客様ご自身の責任においてご参加いただきます。ただし、①訪問国により入国制限、②ご利用の航空会社による搭乗制限がある場合がありますので、お申込み時点で必ずご確認ください。妊娠36週以降(出産予定日の4週間以内)の航空機搭乗および出産予定日がはっきりしない場合は、航空会社所定の診断書の提出が必要です。また、航空機搭乗が出産予定日の14日以内の場合は産科医の同行が必要です。
(7)いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、お客様のご負担で介助の為の同伴者の同行等を条件とさせていただく場合があります。また、ご参加の場合には旅行契約の内容の一部を変更させていただくことがあります。
(8)他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
(9)お客様の都合により別行動(主に航空機区間)はできません。ただし、別途当社らが手配旅行契約で別途料金をお支払いいただくことでお受けすることがあります。
(10)お客様の都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨、復帰の有無および復帰の予定日等の連絡が必要です。その場合、離団した部分の旅行費用(第9項(1)に記載されるもの等)の払戻しは行いません。
(11)その他当社らの業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。
(12)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

[4]お客様との旅行契約成立時期

(1)第2項(3)(4)の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立します。
(2)第2項(6)(7)の場合は、同(6)③、(7)②の契約待機可能期限内に契約締結可能な状況が到来し、かつこの時点までにお客様から当該申込の撤回の連絡がなく、当社らが契約締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。
(3)電話またはご来店による事前のお申込みまたは予約が一切なく、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段にてお申込みまたは予約がなされた場合は、以下の時点で成立します。
①事前に申込金のお支払いがあったときは、当社らが契約締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。
②事前に申込金のお支払いがないときは、当社らが契約締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したとき成立します。

[5]契約書面および確定書面

(1)契約書面とは①パンフレット②本旅行条件書③旅行契約締結年月日を証する書面(ただし、第22項の通信契約のときを除きます。)をいい、確定書面とは出発前にお渡しする旅行日程表のことをいいます。
(2)当社らは、旅行契約成立後、速やかに契約書面をお渡しします。ただし、既にお申込み時点でこれらをお渡ししている場合は、この限りではありません。
(3)当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスは第1項(2)に示す募集型企画旅行の適用範囲の中で契約書面および確定書面に記載するところによります。
(4)①旅行日程②宿泊機関の名称③最低限、日本発着に利用する運送機関の名称およびその便名等④旅行サービスの提供を最初に受けるために集合場所および時刻を設定している場合には当該場所および時刻⑤後記第17項の添乗員が同行しない場合の旅行地における当社との連絡方法等が契約書面に記載されていない場合には、これらを記載した旅行日程表をお渡しします。
(5)旅行日程表については、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期に出発するコースを除き、原則として旅行開始日の7日前までにはお渡しできるよう努力します。)なお、旅行のお申込みが旅行開始日の前日から起算して7日以降になされた場合は、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。
(6)当社らは、旅行日程表をお渡しする前であっても、当社の手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあった場合は、迅速かつ適切にこれに回答します。

[6]お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、以下①②の合計金額から「割引代金」を差引いた金額(以下本旅行条件書内では単に「旅行代金」といいます。)をいい、「申込金」「取消料」「違約金」および第20項の「変更補償金」のお支払いの際の基準となります。「割引代金」とは第12項に記載するものをいいます。
①パンフレットの価格表示欄に「旅行代金」として表示された金額(以下「表示代金」といい、その内訳は第9項に定めます。)
②「追加代金」としてパンフレットに表示した金額(内訳は第11項に定めます。)

[7]旅行代金のお支払い期日

(1)第4項の旅行契約成立時点以降、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。
(2)基準日以降にお申込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

[8]渡航書類の取得

(1)旅行に必要な旅券、査証(ビザ)、再入国許可および各種証明書(以下「渡航書類」といいます。)の取得については、お客様自身で行っていただきます。
(2)日本国の旅券をお持ちのお客様の場合は、お申込みのコースに必要とされる旅券の残存期間および査証の必要な国名についてはパンフレット各コースのご注意欄に記載しています。これらはパンフレット作成時点の公的機関の情報に基づき記載しています。お申込時点の最新情報については取扱店にご確認ください。日本国以外の旅券をお持ちのお客様は、訪問国の在日大使館または領事館にビザの要否・パスポートの必要残存期間をご確認のうえ、ご自身の責任において入国に必要なビザ・パスポートをご用意ください。
(3)当社らの旅行業約款(渡航手続代行契約の部)の規定に基づき、当社と旅行契約を締結したお客様からの依頼によって、当社らは、以下の業務を行うことがあります。その場合、当社らは、当該約款に定める渡航書類の取得の代行手続き等に対する旅行業務取扱料金をいただきます。
①渡航書類の取得に関する手続き(含むETAS,ESTAなど、電子渡航認証システム登録・手続き)
②出入国手続き書類の作成
③その他前①②に関連する業務
(4)当社らは、前記(3)①～③の業務を行うことで、実際にお客様が渡航書類を取得できることおよび関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。従って、当社らの責に帰すべき事由によらず、お客様が渡航書類の取得ができず、または関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社らはその責任を負うものではありません。

[9]「表示代金」に含まれるもの

(1)パンフレットに旅行日程として表示された以下のものが含まれています。
①航空運賃・料金(コースにより等級が異なります。)
②船舶、鉄道等上記①以外の利用運送機関の運賃料金
③送迎バス等の代金(空港、駅、港と宿泊ホテル間)、都市間の移動バス等の代金。ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載してある場合を除きます。
④観光・視察の代金(バスなどの代金、ガイド・通訳、日程表に入場と記載された施設の入場代金など)
⑤ホテル等に係る宿泊代金、税金、サービス料金(2人部屋をお2人で使用することを基準とします。)
⑥食事に係る代金(機内食は除外)、税金、サービス料金
⑦お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運送代金(お1人20ｋｇ以内が原則ですが、航空会社、クラス、方面によって異なりますので、詳しくは係員にお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合があります。)
⑧現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります。)ただし一部の空港、駅、港、ホテルではポーターがいないなどの理由により、お客様自身に運搬いただくことがあります。
⑨添乗員同行コースでの添乗員同行代金
⑩燃油サーチャージ(渡航会社の定める燃油サーチャージの増額・減額・廃止があった場合も追加徴収および返金はいたしません。)※ツアー代金に含まれている場合
⑪その他パンフレットの中で含まれる旨表示したもの
(2)上記のものはお客様の都合により利用しなくても払戻しの対象外となります。

[10]「表示代金」に含まれないもの

①渡航手続諸経費(旅券・査証の取得料金、予防接種料金および渡航手続代行料金)
②日本国内における自宅から発着空港等までの交通費や宿泊費等
③空港諸税、空港施設使用料、空港旅客保安サービス料および旅客取扱施設使用料など(以下空港諸税など)
④超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)
⑤一部航空会社が設定する手荷物運送料金及び有料の機内食代金・飲み物代金・機内サービス等。
⑥クリーニング、電話に係る料金、インターネット利用料、ホテルのボーイ、メイドなどへのチップ、その他追加飲食などの個人的諸費用
⑦傷害、疾病に関する医療費等
⑧日本国外の空港税、出国税およびこれに類する諸税(コースによっては「表示代金」に含まれることもあり、その場合にはパンフレット等に表示します。)
⑨「オプショナルツアー」等と呼称し、現地にて現地旅行会社等が希望者のみを募って実施する小旅行
⑩その他パンフレットの中で「○○料金」と称するもの。

[11]追加代金

第6項②でいう「追加代金」とは(ただし、第9項(1)①でいう「追加代金」を除きます。)以下をいいます。
①お客様の希望により1人(2人)部屋を1人で使用することを保証するための追加代金
②1人または奇数人数で参加される際に、他のお客様との相部屋を行わない旨を当社が定め、その旨をパンフレットに表示したときの1人部屋または2人部屋を1人で使用した際に係る「1人部屋追加代金」
③たとえばスタンダードクラスルームからスイートルームへの変更のような お部屋の等級アップに関する「グレードアップ追加代金」
④「延泊プラン」による延泊代金
⑤「○○プラン」と称し、旅行契約の内容そのものとなる小旅行
⑥「ビジネス、ファーストクラス追加代金」と称する航空機使用座席の等級変更に要する差額運賃
⑦その他パンフレットの中で「○○追加代金」と称するもの

[12]割引代金

第6項でいう「割引代金」とは以下をいい、その一部を例示します。
①1つの部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件に設定した1人あたりのお部屋割引代金
②その他パンフレットの中で「○○割引代金」と称するもの

[13]旅行契約内容の変更

(1)当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、また、お客様に固有の事情が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。
(2)前(1)の場合は、変更の事由に当社が関与し得ないことおよび契約内容の変更との相当因果関係を事前に説明します。ただし、緊急の場合においてやむを得ない場合は、変更後に説明します。

[14]旅行代金の額の変更

(1)利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社は、その増額または減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、または減少することがあります。
(2)前(1)により旅行代金を増額する時は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知します。
(3)当社は、前(1)により運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
(4)当社は、第13項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少または増加が生じる場合は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。この「旅行の実施に要する費用」には当該契約内容の変更のために提供を受けられなかった運送・宿泊機関等が提供する旅行サービスに対する取消料、違約料その他すでに支払い、またはこれから支払わねばならない費用を含みます。
(5)前(4)により、旅行の実施に要する費用の増加が生じる場合で、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸施設の不足が発生したこと(以下「オーバーフロー」といいます。)によるときは旅行代金の額の変更をいたしません。
(6)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットに記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、パンフレットに記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

[15]お客様の交替

(1)お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。なお、適用される運賃規則、航空機、ホテルなどの空き状況、その他事由により旅行者の交替に応じない場合、交替をお断りする場合があります。
取消料対象期間内にこの交替のお申し出があった場合、取消料のお支払に替え当社らに交替手数料として、交替を受けるお客様1人あたり10,000円をお支払いただきます。
(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求させていただきます。)
(2)前(1)ただし書きの場合において、航空運賃に差額が生じるときは併せてその差額もお客様の負担とします。
(3)旅行契約上の地位の譲渡の効力は前(1)の承諾を得てかつ手数料または別途費用を当社らが受理した時に生じます。
(ただし、手数料不要の場合は、承諾時に生じます。)

[16]旅行契約の解除・払い戻し

(1)旅行開始前
①旅行開始前のお客様の解除権
(ア)お客様は第4項により旅行契約が成立した後に以下の区分により定められた取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。
(注1)取消料が記載されていた表でいう「旅行契約の解除期日」(例、下記<表1>参照)とは、日本発着・現地発着であるかを問わず、お客様が当社らの営業日、営業時間内に解除する旨をお申出いただいた時を基準とします。(お申出はファクシミリ、電子メール等によるものも含まれます。)お申出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、当社らの営業日、営業時間、連絡先(電話番号、ファクシミリ等)および通約方法はお客様自身でも申込時点に必ずご確認願います。
A：日本国内または帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦国外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約に係る取消料表(下記のB、C旅行契約を除く)

旅行契約の解除期日	旅行代金　取消料
旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10% (最高100,000円まで)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降に解除する場合	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日から当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

1．日程表中に3泊以上のクルーズを含む旅行であって、パンフレット上にクルーズ旅行約款を適用する旨記載があるものはパンフレット等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
2．本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したコース(ベックス運賃等を使用したコース)はパンフレット等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
3．[16](1)Aにかかわらず、現地発着プラン等、特定のコースにつきましては、当社約款の特定海外旅行に係る取消料によります。
【重要】海外旅行保険の加入のお勧め
●ご旅行中の病気や事故、盗難などに備え、お客様ご自身で十分な海外旅行保険に加入することをお勧めします。
●お客様のご都合により募集型企画旅行契約を解除される場合は取消料をお支払いいただくことがあります。旅行契約を解除される事由によっては、海外旅行保険(旅行変更費用担保特約)が適用される場合もございますので、海外旅行保険お申込の際は、併せて旅行変更費用担保特約へのご加入をお勧めします。詳しくは、販売担当者にお問い合わせください。
(注2)「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日までおよび7月20日から8月31日までをいいます。
(注3)上記表内の「旅行代金」とは第6項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。特定期間および特定コースでは、取消料の額は当社の約款の規定する範囲内で変更となる場合がありその旨当該コースのパンフレットに表示します。
(注4)追加代金を支払って本体のコースに付加して企画・実施する「○○プラン」等と呼称するものは当該プランの代金を旅行代金とみなし、<表1>に基づき取消料を算出することがあります。その場合はこの旨をパンフレットに明示します。また、当該プランの「出発日」は本体の出発日とみなします。
(注5)上記表内の「旅行開始後」とは、本条件書第19項「特別補償」に記載する、約款の別紙「特別補償規程」の第2条3項の定めによります。(例えば当社が「受付」を行う場合は、この受付完了時点以降を「旅行開始後」とし、「受付」を行わない場合は、最初に旅行サービス(例えば航空機に搭乗する交通機関)の提供を開始した時とします。)
B：国内旅行及び本邦内の2地点間を運送機関を利用して移動する旅行契約の解除料

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の50%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の80%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降に解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

※上記旅行代金には、政府関連諸税、寄港地でのオプショナルツアー、トランスファー、その他のほとんどのサービス商品の代金は含まれません。
C：本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する旅行契約の場合は、当該船舶に係る取消料金の規定によります。

(イ)旅行契約成立後にコースまたは出発日を変更された場合も上記の取消料の対象となります。
(ウ)各種ローン取扱手続上およびその他の渡航手続上の事由により、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。
(エ)以下に該当する場合は、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
a.旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項<表2>左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
b.第14項(1)に基づき旅行代金が増額されたとき。
c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合であって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
d.当社らがお客様に対し、第5項(5)の期日までに旅行日程表をお渡ししなかったとき。
e.当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
(オ)当社らは前(ア)(イ)(ウ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差引き、残りを払戻します。また前(エ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(または申込金)を全額払戻します。
(カ)旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください。」以上の危険情報が出された場合は、当社は原則として旅行催行を中止いたします。ただし、お客様の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行契約を解除するときは、所定の所定の取消料を収受します。
②旅行開始前の当社の解除権
(ア)お客様から第7項(1)(2)の期日までに旅行代金のお支払いがないときは、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当社らはその翌日に旅行契約を解除します。この場合は前①(ア)の<表1>に定める解除期日に適用される取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。
(イ)以下に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
b.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと認められるとき。
c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
d.お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e.パンフレットに表示した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時に旅行を開始するものについては33日目)にあたる日より前に、旅行の中止をご通知します。
f.スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
g.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
h.前g.の「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください。」以上の危機情報が出されたとき。(ただし、お客様の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料は、「(1)①(カ)」によります。)
i.お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
(ウ)当社は、前(イ)により旅行契約を解除した場合は、既に受理している旅行代金(または申込金)を全額払戻します。
(2)旅行開始後
①旅行開始後のお客様の解除・払戻し
(ア)お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、離団部分に係る旅行費用の払戻はいたしません。
(イ)お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなった場合、または当社がその旨を告げたときは、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
(ウ)前(イ)の場合、当社は旅行代金のうち、旅行サービスの提供が不可能になった部分に係る旅行費用を払戻します。ただしその事由が当社の責に帰さない場合は、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引いて払戻します。
②旅行開始後の当社の解除・払戻し
(ア)以下に該当する場合は、当社はお客様に事由を説明して旅行契約を解除することがあります。
a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わない場合、またはこれらの者もしくは同行する他の旅行者に対する暴行もしくは脅迫等により、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能になったとき。
d.前c.の「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください。」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能になったとき。
e.お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
(イ)解除の効果および払戻し
前②(ア)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用

から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引いて払戻します。

(ウ)旅行代金の払戻し
当社は、第14項および第16項の規定により、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払戻しにあってはバンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。

(エ)通信契約【第22項】において第14項および第16項の規定により、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、当該金額を払戻します。この場合、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除にあってはバンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻すべき額を通知し、当該通知を行った日をカード利用日とします。

(オ)帰路手配
前②(ア)a.c.d.により当社が旅行契約を解除した場合は、お客様の依頼に応じて出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

[17]旅程管理業務

(1)当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し以下の業務を行います。
①お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。②前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容の変更をせざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。
③前②の代替サービスの手配を行うにあたり、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、また旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるよう努めるよう努め